

令和6年度 第1回朝日町地域公共交通活性化協議会（書面）

◆◆◆ 次 第 ◆◆◆

1 協議事項

（1）朝日町地域公共交通活性化協議会規約の改正について…資料1

2 報告事項

（1）山交バス（宮宿—寒河江・谷地線）経路変更に伴う運賃変更に対するパブリックコメントの実施について…資料2

（2）地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の申請関係書類（朝日町提出分）（令和7年度分）について…資料3

令和6年度朝日町地域公共交通活性化協議会委員名簿

団体(組織)名	役 職	氏 名	当協議会役職
朝日町	町長	鈴木 浩幸	会 長
山交バス株式会社	寒河江営業所長	加藤 仁	
一般社団法人 山形県バス協会	専務理事	小関 和夫	
一般社団法人 山形県ハイヤー協会	専務理事	山家 庸彰	
山形県ハイヤー協会	地区代表	吉田 好伸	
朝日町区長会	朝日町区長会副会長	熊谷 純雄	副会長
東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	角張 英恵	
東北運輸局山形運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画部門)	遠山 健	
山形県交通運輸産業 労働組合協議会	副議長	伊藤 圭一	
村山総合支庁建設部 西村山道路計画課	技術主幹(兼) 西村山道路計画課長	秋場 修	
朝日町建設水道課	建設水道課長	鈴木 勝	
寒河江警察署交通課	交通課長	山口 潤	
山形県村山総合支庁 西村山総務課連携支援室	西村山総務課長(兼) 連携支援室長	後藤 芳明	
山形市都市整備部 道路維持課	次長(兼)道路維持課長	高橋 芳昭	
山辺町政策推進課	政策推進課長	佐藤 竜	
大江町政策推進課	政策推進課長	鈴木 利通	
寒河江市企画戦略課	企画戦略課長	東海林 恒	

〔事務局〕

所 属	職 名	氏 名
政策推進課	課長	佐藤 修
政策推進課	課長補佐兼地域振興係長	白田 征治
政策推進課	地域振興係 主事	白田 一暉

朝日町地域公共交通活性化協議会規約の改正及び運賃協議について

(1) 改正の理由

道路運送法（昭和26年法律第183号）の改正（令和5年10月1日施行）により、一般乗合旅客自動車運送事業者の協議運賃制度については、活性化協議会とは異なる運賃協議会等での協議が必須となった。朝日町地域公共交通活性化協議会に運賃協議を行う運賃協議分科会を置く必要があるため、協議会規約を改正する必要がある。

これまで：地域公共交通会議または活性化協議会において協議
⇒協議が調えば運賃を提出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議または（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

運賃協議会等において協議

⇒協議が調えば運賃を提出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(2) 施行期日

令和6年8月9日

(3) 改正内容

別紙1「朝日町地域公共交通活性化協議会規約（見え消し）」および別紙2「朝日町地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表」のとおり

(4) 運賃協議分科会について

根拠	道路運送法 第9条第4項
協議事項	一般旅客自動車運送事業における運賃・料金に関する事項 (朝日町が運営する自家用有償旅客運送の運賃・料金については、今まで通り活性化協議会において協議を行う)
構成員	・町長又はその指名する者 ・運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 ・山形運輸支局長またはその指名する者 ・住民又は利用者の代表
議決方法	原則、全会一致

・構成員について

朝日町	道路運送法では
町長又はその指名する者	一 当該路線等をその区域に含む市町村
協議別に選任	二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
山形運輸支局長又はその指名する者	三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
区長 / 民生委員 など	四 第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

・分科会長について

「町長又はその指名する者」をもって、これに充てる。

(5) 今後の運賃協議に係る対応

朝日町地域公共交通活性化協議会でも運賃に関して話し合いができるよう討議事項として取り扱うこととし、協議（最終的な決定）は運賃協議分科会で議決する。

(6) その他必要な手続き

法9条5項概要『市町村または都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない』との記載より、運賃協議を行う前に広く意見を集める必要がある。

その方法については、例えば以下のものが考えられる。

- ① パブリックコメントの募集
- ② 町政広報誌
- ③ 自治会への説明会+業界団体を通じた事業者説明
- ④ ホームページへ意見募集の掲載
- ⑤ 地域住民に対するアンケート調査 など

これらの措置により集めた意見を反映させながら、運賃協議を進めていく必要がある。

朝日町地域公共交通活性化協議会規約 (見え消し)

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、朝日町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、朝日町大字宮宿1115番地 朝日町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び計画の変更に関する事項
- (2) 連携計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) ~~市町村運営有償運送~~交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営に関する事項
- (6) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 朝日町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人山形県バス協会
- (5) 山形県ハイヤー協会
- (6) 住民又は利用者の代表

- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、山形県警察、学識経験者、その他協議会が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、第5条第1項第1号の者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長は、副会長及び監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議に置いて報告する。

(協議会の会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによるものとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(運賃協議分科会)

第11条 協議会内に、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議させるため、運賃協議分科会を置く。

2 運賃協議分科会は、次に掲げるものについて協議する。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) 運賃協議分科会の運営方法その他運賃協議分科会が必要と認める事項

3 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 朝日町長又はその指名する者

(2) 一般旅客自動車運送事業者(前項第1号に規定する運賃等を定めようとする事業者に限る。)

(3) 山形運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民または利用者の代表

4 運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

5 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

6 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

7 分科会長は、運賃協議分科会において協議が調った事項について、速やかに会長に報告するものとする。

8 分科会の庶務は、政策推進課において処理する。

(事務局)

第~~11~~12条 協議会の事務を処理するため、朝日町政策推進課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、朝日町政策推進課長をもって充てる。

(経費)

第~~12~~13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第~~13~~14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第~~1-4~~**15**条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、朝日町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和45年町条例第7号）の例による。

(協議会の解散等)

第~~1-5~~**16**条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第~~1-6~~**17**条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第~~1-7~~**18**条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成21年2月26日から施行する。

2 朝日町地域公共交通会議設置要綱（平成19年11月制定）は、廃止する。

3 この規約は、令和6年8月9日から施行する。

朝日町地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改定後	改定前
(協議事項) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 ... (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (4) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ...	(協議事項) 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。 ... (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ...
(協議結果の尊重義務) 第10条 ... (運賃協議分科会) 第11条 協議会内に、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議させるため、運賃協議分科会を置く。 2 運賃協議分科会は、次に掲げるものについて協議する。 (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項 (2) 運賃協議分科会の運営方法その他運賃協議分科会が必要と認める事項 3 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 朝日町長又はその指名する者 (2) 一般旅客自動車運送事業者（前項第1号に規定する運賃等を定めようとする事業者に限る。） (3) 山形運輸支局長又はその指名する者 (4) 住民または利用者の代表	(協議結果の尊重義務) 第10条 ... (事務局) 第11条 (その他) 第17条 ...

4 運賃協議分科会に分科会長を置き、前項第1号の者をもって充てる。 5 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。 6 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。 7 分科会長は、運賃協議分科会において協議が調った事項について、速やかに会長に報告するものとする。 8 分科会の庶務は、政策推進課において処理する。 (事務局) 第1112条 … … (その他) 第1718条 …	
--	--

この規約は、令和6年8月9日から施行する。

山交バス（宮宿－寒河江・谷地線）経路変更に伴う運賃変更に対する パブリックコメントの実施について

1. 実施の目的

山交バス（宮宿-寒河江・谷地線）の経路の一部変更と、運賃の一部変更について、山交バス株式会社より協議の依頼がありました。

令和5年10月1日の道路運送法改正により、運賃等の協議を行う際は道路運送法第9条第4項で規定する協議会（地域公共交通活性化協議会とは異なる運賃協議会等）を行うとともに、同条第5条には前記協議会に住民等の意見を適切に反映させるためパブリックコメントなどの必要な措置を講じることが規定されたため、パブリックコメントを実施するものです。

※協議の（1）の規約改正により、朝日町地域公共交通活性化協議会内に運賃協議分科会を設置し、今後、山交バスの運賃の一部改正について協議を行うため、このパブリックコメントを実施したいものです。（書面協議を予定）

※なお、上記の経路の一部変更については、改めて朝日町地域公共交通活性化協議会を開催し、協議をいただきたいと考えております。（書面開催を予定）

2. 意見を提出できるもの

- （1） 町内に住所を有する者
- （2） 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- （3） 町内に存在する事務所又は事業所に勤務する者
- （4） パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する者

3. 実施期間

令和6年8月2日（金）～8月16日（金）

4. 募集及び周知の方法

朝日町ホームページにて募集する。

朝日町お知らせ板にて周知する。

5. 意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メールによる回答、

または朝日町地域公共交通活性化協議会事務局（朝日町役場 政策推進課）へ持参

旧運行経路



新運行経路

道の駅おおえのリニューアルオープンに伴い、
「舟唄温泉前」バス停を移設し、バス停名称を
「道の駅おおえ」へ変更する。
バス停の移設に伴い復路経路を併せて変更する。
経路変更実施予定日は10月1日。
※バス停位置は予定であり、今後正式決定。

道の駅おおえ【仮称】
(往路)

道の駅おおえ【仮称】
(復路)

左沢高校前（復路）

左沢高校前（往路）

凡例

往路（宮宿方面） 

復路（寒河江方面） 

停留所 

往路（宮宿方面）
復路（寒河江方面）

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 朝日町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・朝日町地域公共交通活性化協議会および朝日町町民バス等運営委員会における、町内交通ネットワークの課題に関する年 2 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（朝日町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（朝日町）
 - ・GTFS-JP の作成・提供（朝日町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（朝日町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発（朝日町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（朝日町）
 - ・IC カードと町運行のバスとの連携の検討（朝日町）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・直行バス並びにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（朝日町）
 - ・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付（朝日町）
 - ・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施（朝日町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の朝日町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・朝日町目標値（目標年度：R7）
県外 200 人、県内 900 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の朝日町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・朝日町の目標値（目標年度：R7）

3.5 回／人（直近年度の実績 21,203 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円（直近年度の実績 103 万円）

・朝日町目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 5,023 千円（直近年度の実績 5,581 千円の 90%）

デマンド交通 : 7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円の 90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数 : 7,281 人以上（直近年度の実績 6,934 人）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数 : 4,853 人以上（直近年度の実績 4,622 人）

デマンドタクシーの年間利用者数 : 10,129 人以上（直近年度の実績 9,647 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率 : 40%以上（直近年度の実績 39%）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率 : 40%以上（直近年度の実績 39%）

デマンドタクシーの収支率 : 10%以上（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額 : 3,014 千円（直近年度の実績 3,349 千円）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額 : 2,009 千円（直近年度の実績 2,232 千円）

デマンドタクシーへの朝日町負担額 : 7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高校生や高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の3路線について、運行収入及び

国庫補助金を運行経費から差し引いた 13,406,000 円を町で負担することとしている。
また、3 路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

町内を運行するデマンドタクシーについては、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全性の確保と費用負担軽減のために小型車両（現行同様ハイエース）を購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の朝日町相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度:R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人

・朝日町の目標値 (目標年度:R7)

3.5 回/人 (直近年度の実績 21,203 人)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の朝日町相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度:R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス: 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)

デマンド交通: 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円)

・朝日町目標値 (目標年度:R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

路線バス : 5,023 千円 (直近年度の実績 5,581 千円の 90%)

デマンド交通: 7,043 千円 (直近年度の実績 7,825 千円の 90%)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標) (直近年度の実績の 105%を目標)

朝日町・山形市間直行バス (朝便) の年間利用者数: 7,281 人以上 (直近年度の実績 6,934 人)

朝日町・山形市間直行バス (夜便) の年間利用者数: 4,853 人以上 (直近年度の実績 4,622 人)

デマンドタクシーの年間利用者数: 10,129 人以上 (直近年度の実績 9,647 人)

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：40%以上（直近年度の実績 39%） 朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：40%以上（直近年度の実績 39%） デマンドタクシーの収支率：10%以上（直近年度の実績 9%） 朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：3,014 千円（直近年度の実績 3,349 千円） 朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,009 千円（直近年度の実績 2,232 千円） デマンドタクシーへの朝日町負担額：7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円）
（２）事業の効果 デマンドタクシーを維持することにより、交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、高齢化が進んでいる中、高齢者の方の外出促進に繋がり健康維持を図ることができる。 デマンドタクシーは計４台（予備車１台）で運行しており、定期的なメンテナンスを行っているが、修繕費の負担が大きくなっていることから、購入することによるコストの削減、安定的・効率的な運行形態が可能となる。
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表１０のとおり
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
費用総額：約 6,950,000 円 負担者：朝日町 負担額：約 6,950,000 円

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 ＜令和５年度＞ ・ 令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和５年10月31日（第２回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について ・ 令和５年12月８日（第３回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時） ・ 令和６年１月30日（第４回）：令和５年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催 ・ 令和６年３月25日（第５回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） ＜令和６年度＞ ・ 令和６年６月 日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和５年度＞ ・令和５年５月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ） ・令和５年７月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日） の変更に係る報告について ・令和６年３月７日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催 ○朝日町地域公共交通活性化協議会 ＜令和５年度＞ ・令和５年７月14日（第1回）：令和６年度生活交通確保維持改善事業計画の策定について 自家用有償旅客運送の更新登録について（書面協議） ・令和６年1月26日（第2回）：令和６年度運行計画について
１０．利用者等の意見の反映状況
朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和６年１月１８日）し、施策の反映に繋げている。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
表５のとおり
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県西村山郡朝日町大字宮宿１１１５

（所 属）朝日町役場 政策推進課 地域振興係

（氏 名）白田 一暉

（電 話）0237-67-2112

（e-mail）chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	294日	147回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山辺バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7,808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日		近年の利用者減少を考慮し、計画の80%に設定 (別添資料に計算を明記)					
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	293日	146.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山辺バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	242日	363回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	242日	7,744回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

近年の利用者減少を考慮し、計画の80%に設定
(別添資料に計算を明記)

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	295日	147.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山辺バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	244日	366回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7,808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km			近年の利用者減少を考慮し、計画の80%に設定 (別添資料に計算を明記)					
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝日町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	6,366人
交通不便地域等	6,366人

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
6,366人	朝日町	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

市区町村名	運送予定者名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別	乗車 定員	購入 年月
朝日町	朝日町	1	(3) 朝日町デマンド型タクシー	小型自動車	10	R7.4
		2				
		3				
		4				
		5	()			

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

受講予定者数	0
--------	---

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。
なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

【R7年度】(1)(2)朝日町・山形市間直行バス

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 6年	10月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
	11月							1	2
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
	12月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30	31					
令和 7年	1月								
					1	2	3	4	
		5	6	7	8	9	10	11	
		12	13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	25	
	2月	26	27	28	29	30	31		
								1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
	3月	23	24	25	26	27	28		
								1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
	4月	23	24	25	26	27	28	29	
		30	31						
				1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
	5月	20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30				
						1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
	6月	18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
		1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
	7月	15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
				1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
	8月	13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
							1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
	9月	10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
		31							
			1	2	3	4	5	6	
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		52	44	48	51	50	51	50	346
祝日		0	8	4	1	1	0	2	16
年末年始等		0	0	1	0	1	1	0	3

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

365 (年間)

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末年始等	運行日数	運行回数	系統キロ
			月	火	水	木	金						
往路	(回/日)		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5			294	147.0	
	(回/年)	0.0	22.0	24.0	25.5	25.0	25.5	25.0	0.0	0.0			
復路	(回/日)		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5				244	366.0	
	(回/年)	0.0	66.0	72.0	76.5	75.0	76.5	0.0	0.0	0.0	294	513.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R7年度】(3)朝日町デマンド型タクシー

		日	月	火	水	木	金	土
令和6年	10月			1	2	3	4	5
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30	31		
	11月						1	2
		3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
		24	25	26	27	28	29	30
	12月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
15		16	17	18	19	20	21	
22		23	24	25	26	27	28	
29		30	31					
令和7年	1月							
					1	2	3	4
		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
	2月	26	27	28	29	30	31	
								1
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
	3月	23	24	25	26	27	28	29
								1
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
	4月	23	24	25	26	27	28	29
		30	31					
				1	2	3	4	5
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
	5月	20	21	22	23	24	25	26
		27	28	29	30			
						1	2	3
		4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17
	6月	18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31
		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
	7月	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
		29	30					
		1	2	3	4	5	6	7
	8月	8	9	10	11	12	13	14
15		16	17	18	19	20	21	
22		23	24	25	26	27	28	
29		30	31					
9月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
平日・土日		日	月	火	水	木	金	土
祝日		0	8	4	1	1	0	2
年末年始等		0	0	1	0	1	1	2

凡例

... 日曜

□ … 平日(月~金)

... 土曜

... 祝目

... 年末年始等

365 (年間)

本来9,760回だが、
近年の利用者減少を考慮
し、計画の80%に設定

		日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
			月	火	水	木	金						
往路	(回／日)		20.0	20.0	20.0	20.0	20.0				244	4880.0	
	(回／年)	0.0	880.0	960.0	1020.0	1000.0	1020.0	0.0	0.0	0.0			
復路	(回／日)		20.0	20.0	20.0	20.0	20.0				244	4880.0	
	(回／年)	0.0	880.0	960.0	1020.0	1000.0	1020.0	0.0	0.0	0.0			
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。											244	7808.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

《表 1、積算チェックカレンダー》 デマンドタクシーの運行回数について

・近年、デマンドタクシー利用者が減少傾向にある。デマンドの運行は予約の有無で決まるため、予約状況に伴い、運行しない便もある。

そのため、近年の実績も考慮し、計画運行回数を実際の数値の 80% に設定している。

《表 1 について》

- ・ R7…244 日×40 回＝9,760 回×0.8＝7,808 回
(1 日 10 便×4 台)
- ・ R8…242 日×40 回＝9,680 回×0.8＝7,744 回
- ・ R9…244 日×40 回＝9,760 回×0.8＝7,808 回

近年のデマンドタクシー運送回数

令和 5 年度：4,513 回

令和 4 年度：4,750 回

令和 3 年度：4,666 回

令和 2 年度：4,804 回

令和元年度：5,160 回

朝日町・山形市間直行バス 運行時刻表

【 運行時刻 】

往 路（朝日町 → 山形市）月～土				復路（山形市→朝日町）月～金				
バ ス 停		3月～11月	12月～2月	バ ス 停		1 便目	2 便目	3 便目
		時刻	時刻			時刻	時刻	時刻
乗車専用	太郎公民館	6:33	6:23	乗車専用	山交バス本社前	17:00	19:05	20:40
	太 郎	6:34	6:24		山形駅西口	17:05	19:10	20:43
	新 崩	6:35	6:25		山形市役所前	17:10	19:15	20:47
	水 口	6:36	6:26		城北高校前	17:15	19:20	20:50
	西小前	6:36	6:26		北山形駅	17:18	19:23	20:51
	発電所前	6:37	6:27		山辺高校前	17:38	19:38	21:05
	旧農協支所前	6:38	6:28	降車専用	送橋警備所前	18:03	20:03	21:27
	双葉住宅団地前	6:38	6:28		中 堀	18:04	20:04	21:28
	西船渡	6:39	6:29		古 槇	18:04	20:04	21:28
	助ノ巻	6:40	6:30		四ノ沢	18:06	20:06	21:30
	西 町	6:41	6:31		朝日中前	18:07	20:07	21:31
	朝日町役場前	6:42	6:32		前田沢	18:08	20:08	21:32
	本 町	6:43	6:33		小学校前	18:08	20:08	21:32
	大 町	6:44	6:34		大 町	18:09	20:09	21:33
	小学校前	6:45	6:35		本 町	18:10	20:10	21:34
	前田沢	6:45	6:35		朝日町役場前	18:11	20:11	21:35
	朝日中前	6:46	6:36		西 町	18:12	20:12	21:36
	四ノ沢	6:47	6:37		助ノ巻	18:13	20:13	21:37
	古 槇	6:49	6:39		西船渡	18:14	20:14	21:38
	中 堀	6:49	6:39		双葉住宅団地前	18:15	20:15	21:39
送橋警備所前	6:50	6:40	旧農協支所前	18:15	20:15	21:39		
降車専用	山辺高校前	7:15	7:08	発電所前	18:16	20:16	21:40	
	惺山高校前	7:30	7:25	西小前	18:17	20:17	21:41	
	山形商業前	7:33	7:28	水 口	18:17	20:17	21:41	
	山形駅西口	7:35	7:32	新 崩	18:18	20:18	21:42	
	山形市役所前	7:48	7:48	太 郎	18:19	20:19	21:43	
	城北高校前	7:57	7:57	太郎公民館	18:20	20:20	21:44	
	北山形駅	8:00	8:00					

※平日運行（月～金）。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。

土曜日は往路（山形行き）のみ運行します。

【利用料金】

（単位：円）

乗車 1 回	大人（高校生以上）	小人（中学生以下）	小学生未満
あ たり	5 0 0 円	2 5 0 円	無 料

定期券	通 学				普 通			
	片 道		往 復		片 道		往 復	
	平日限定		平日限定		平日限定		平日限定	
1ヶ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
3ヶ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
6ヶ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
1年定期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券および片道定期券（朝日町行き）で、寒河江市・朝日町間直行バスおよび山交バス寒河江宮宿線の寒河江駅前から朝日町役場前までの区間が利用できます。（乗車口：「左沢駅」及び「寒河江駅前」）

デマンドタクシー「あいのり号」運行時刻表

【 運行時刻表 】

上 り (各地区発 → 宮宿行き)	順	下 り (宮宿発 → 各地区行き)
午前 8 時	1 番便	午前 8 時 4 5 分
◎午前 9 時 3 0 分	2 番便	◎午前 1 1 時
午後 0 時	3 番便	午後 1 時
◎午後 1 時 4 5 分	4 番便	◎午後 2 時 3 0 分
午後 4 時 4 5 分	5 番便	午後 4 時 1 0 分

※予約状況により、運行経路は毎回異なります。順次迎えに行きますので、時間は大まかな目安です。

※平日運行。ただし年末年始（12月31日～1月3日）を除きます。

◎2番便および4番便は上り・下りともに和合・大谷・中沢方面の方も利用できます。

※大谷第二区、大谷第三区の75歳以上の方は、全便利用可能です。

デマンドタクシー予約センター

Tel：67-2173 (Fax：67-2195)

初めて利用される場合は、予約センターにて利用者登録を行ってください。

利用する場合は予約が必要です。出発時刻の30分前までにご連絡ください。

○受付時間：平日 午前7時から 午後5時 まで

【 利用料金 】

乗車1回あたり	75才以上	高校生以上	小・中学生	小学生未満
	200円	400円	200円	無 料

※障害者手帳をお持ちの方は上記の料金の半額となります。

ただし、75歳以上の方は除きます。

○回 数 券 …… 400円券14枚綴り：4,000円

200円券14枚綴り：2,000円

表1 添付資料

朝日町・山形市間直行バス 運行経路



朝日町デマンド型タクシー 運行区域

